

水野柳太郎著『日本古代の寺院と史料』

渡辺 晃 宏

はしがき

本書は、日本古代の寺院の基本的であり、かつ重要な史料である、縁起資財帳に関する論文集である。本書の著者水野柳太郎氏については改めて紹介するまでもないが、確実な史料批判と着実な論証、簡潔明快な論述で知られる斯界の第一人者の一人である。

本書所収の縁起資財帳に関する研究は、水野氏の長い研究生活の原点といえる論考である。直接本書に関係するものとしては、一九五五年の「大安寺の食封と出挙稲」以来コンスタントに論考を発表し、学会に寄与してこられた水野氏の研究生活からすると、本書が最初の論文集というのはいさや意外な感もあるが、本書を一読すればその理由は容易に理解できる。「はじめに」で水野氏が自身が述べてお

られるように、基本的には既発表の論考の集成であるが、結論の変更こそないもののほぼ全篇にわたって細かい文章表現に至るまで手を入れられ、新たに一書として構成し直されており、ほとんど新たな書き下ろしといっても過言ではない。それは「はじめに」における旧稿の破棄の明言にも明確に現われており、水野氏が本書に注がれた情熱と労力が並大抵でないことが窺われよう。旧稿を寄せ集めただけのお手軽な論文集の出版が多い中で、本書は大きな存在感をもち、論文集の理想の形の一つがここにはある。

ただ、当然のことながら見解の変更点について旧稿との関係の一端の明示がない点と、旧稿発表後の学会における研究の進展によってというよりはむしろ本書における再構成の必要による論述の変更が多い点は、旧稿を知る読者にとっては注意を要しよう。要するに、本書はあくまで新た

な研究書として読むべきものであり、全く旧稿から離れて  
読んだ方が著者の主張を明確に理解することができる。

さて、本書はタイトルに「寺院」という文言を含むが、  
けつして寺院史、ましてや仏教史の書物ではない。タイト  
ルは、いわば「寺院関係の史料を論証の基礎とする日本古  
代史の論文集」とでも解すべきであるが、内容的にはさら  
に「寺院史料による史料批判の試み」といっても過言では  
ないほどの、縁起資財帳の徹底した読み込み、解読の書で  
ある。著者の縁起資財帳についての研究姿勢は、第四章末  
尾に記された次の言葉に端的に示されている。「縁起や資  
財帳は、寺院の利害関係と密接に結びついているから、架  
空の事実の記載も多い。しかし、成立の事情を考察するこ  
とによって、事実の真否の判断や、裏面に隠されている真  
実を発見することも可能である。」(二二三頁)。著者の研  
究の根拠がここには示されている。

古代史の史料はほとんどが翻刻されており、原典に立ち  
帰った十分な史料批判を要する場合は多くないが、水野氏  
は本書において縁起資財帳を対象として、記紀の史料批判  
にも匹敵すべきテキスト・クリティックを展開している。

徹底したテキスト・クリティックが本書の厚い論述の基盤

となっており、史料をいかに読み、かつそこからいかなる  
事実を抽出するか、作為が加えられているならばそれは何  
故か、その作為の意図からも歴史を読み込んでいく、そう  
いった古代史研究者の多くが忘れかけている作業を実践し  
ている類稀な研究で、その価値は極めて高い。

このような傾向は水野氏の著作全般にわたってあてはま  
ることであるが、それは本書にまとめられた寺院の縁起資  
財帳という作為性の濃厚な史料群の研究に氏の研究の出発  
点があったことと無縁ではない。そうした徹底した史料の  
読み込みを基礎として、史料そのものの記載に基づく研究  
から、その原典の研究へという方向は、その後の水野氏の  
日本書紀や続日本紀の研究に生かされていくことになるし、  
また縁起資財帳の中味の研究は、仏教の伝来年代に関わる  
研究や、寺院の経済基盤の研究へ、さらには出家や食封な  
ど財政史の課題や、田積など土地制度史の課題の取り組み  
へと、幅広い発展を見せていくことになった。このような  
水野氏の多面的な業績を生み出す母体となったのが縁起資  
財帳の研究であり、その粹を収録したのが本書である。

それでは、ここで本書の構成を目次に従って紹介してお  
く。各論考のもとになった既発表論考も合わせて掲げる。

はじめに

## 第一章 寺院縁起の成立

### 一 寺院縁起の起源

〔大安寺伽藍縁起并流記資財帳について〕〔南都

佛教〕三、一九五七年。のち、大安寺史編集委員

会編『大安寺史・史料』、一九八四年、名著普及

会刊、に再録。以下、A論文とする〕のうち、

〔三 寺院縁起の成立〕に基づくもの)

### 二 田記

〔法隆寺伽藍縁起并流記資財帳の一考察―土地関

係記事について〕(下)〔続日本紀研究〕一四六・

一四七、一九六九年。以下、B論文とする〕の

〔一〇〕の一部と〔一四〕に基づくもの)

### 三 資財帳

(A論文の)〔二 資財帳の起源〕に基づくもの)

## 第二章 日本書紀と元興寺縁起

### 一 元興寺縁起の検討

〔日本書紀と元興寺縁起〕〔田村圓澄先生古稀記念

会編『東アジアと日本』歴史編、一九八七年、吉

川弘文館刊。以下C論文とする〕の〔一〕を補訂

したもの)

### 二 日本書紀と元興寺縁起の対比

(C論文の)〔二〕〔六〕を補訂したもの)

### 三 諸寺縁起の成立と日本書紀

(C論文の)〔七を〕補訂したもの)

### 四 元興寺縁起と日本書紀と仏教伝来年代

〔日本書紀仏教伝来年代の成立について〕〔続日

本紀研究〕一二二、一九六四年)、及び「日本書

紀仏教伝来記事と道慈―田村圓澄氏の批判に接し

て」〔続日本紀研究〕一二七、一九六五年)とに

基づくもの)

### 第三章 佛本傳來記について

#### 一 佛本傳來記の概観

#### 二 佛本傳來記の諸本

#### 三 佛本傳來記の検討

#### 四 佛本傳來記の材料と成立

#### 五 佛本傳來記の性格

(以上、「佛本傳來記をめぐって」〔南都佛教〕四

〇、一九七八年)を補訂したもの)

## 第四章 大安寺伽藍縁起并流記資財帳

一 大安寺伽藍縁起并流記資財帳の構成

(A論文のうち、「一 緒言」、及び「七 縁起と資財帳の成立過程」の一部に基づくもの)

二 食封・出挙稲・墾田地について

(「大安寺の食封と出挙稲(一)―施入年代」(『続日本紀研究』二二二、一九五五年)の(二)(三)、及び「同(二)―運営の状態」(『同』二一七、一九五五年)の(一)(二)を改稿の上、「寺院の墾田地所有について」(『ヒストリア』五一、一九六八年)の「五」「六」を補訂して加えたもの)

三 縁起と資財帳の検討

(A論文のうち、「四 百済大寺の創建について」「五 大官大寺について」「六 平城への移建」、及び「百済大寺と大安寺―堅田修氏の再論を読む」で、『日本上古史研究』五一―一、一九六一年)に基づくもの)

四 大安寺伽藍縁起并流記資財帳の性格

(A論文のうち、「八 縁起資財帳の性格」に基づくもの)

一 法隆寺伽藍縁起并流記資財帳

(「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳の一考察―土地関係記事について」(上)『続日本紀研究』一四三、一九六九年。以下D論文とする)の「一」によるもの)

二 土地に関する記載

(D論文のうち、「二」「三」「四」によるもの)

三 代制面積換算の疑問

(D論文のうち、「五」「六」「七」によるもの)

四 本記について

(B論文のうち、「八」によるもの)

五 播磨国の水田

(B論文のうち、「九」によるもの)

六 田積の問題

(B論文のうち、「一〇」の一部と「一一」によるもの)

七 資財帳の作為

(B論文のうち、「一二」「一三」、及び「一四」の一部によるもの)

このように、本書を構成する各章節は、いずれも既発表の論文に基づいているが、それをそのまま収録したものは皆無である。特に、第一章、第二章第四節、第四章は、ベースになった既往の論文が存在するとはいっても、ほとんど新たに構成し直された新稿といつてよい内容である。書評の対象とするのが無意味な、既発表論文の寄せ集めの論文集が蔓延する中であつて、ひととき異彩を放っている。

以下、本書の構成に従つて、内容を簡単に紹介していくこととするが、本誌の性格から特に学生諸氏に読んでいただくようにとのご依頼の趣旨と、何よりも私自身の力量の限界とから、書評と称しつつも、主として内容の紹介に重点を置いたものとなつたことを、予めお断りしておく。

## 一

第一章「寺院縁起の成立」は、本書の序論にあたり、第二章以下の各論に対する総論の役割を果たす部分である。

「一 寺院縁起の起源」では、寺院縁起とは何か、が定義され、寺院や仏像などの造立の由来や来歴、特に靈験を記したもので、中国・朝鮮で成立したものの影響であろう

とする。ここで重要なのは、日本の場合、単なる過去の回顧ではなく、各種の必要性があつて制作されたとの指摘である。つまり、そこに作為が加わる可能性が生じるわけで、その作為の発見とその作為が加えられた理由の解明が本書の主要な課題となるのである。

大寺の寺院縁起が出揃うのは、奈良時代中期であるが、単行の縁起の形をとるのは二次的なあり方で、寺院から保護や特権を要求して国家に提出された文書に記載する必要があつて起草されるのが最初の形であり、治部省か玄蕃寮に保管されていた各寺院提出の文書に記載されていたとする。広義の国家機関として被支配者に臨むとともに、国家の統制を受ける存在であるという二面性の中に、縁起が成立する契機があると述べる。その上で、確認される最古の縁起は『醍醐寺本諸寺縁起集』所収の『元興寺縁起』に収められた「元興寺伽藍縁起并流記資財帳」の縁起部分の原型であると指摘する。これも『元興寺縁起』と通称されているが、著者は『醍醐寺本諸寺縁起集』所収の『元興寺縁起』と区別するために、特に『法興寺縁起』と呼んでいる。ついで、『二田記』では、田記とは各寺院ごとに寺田の面積を記したものであるとした上で、その作成開始を和

銅二(七〇九)年に求めている(六頁で二箇所七二三年とするのは当然七〇九年の誤植)。そして、その後和銅六年(七二二)の用尺改訂に伴う方格地割の再設定により、過不足が生じて混乱が起こり「田記錯誤」が生じたので、寺田管理の強化のために田記の改正が行なわれたとし、田記の改正と縁起資財帳の成立との関連をみる山本明氏説を支持し発展させている。この点については、著者には別に「面積計算法と方格地割」(『名古屋大学日本史論集』上、一九七五年)がある。なお、現存する田記の事例と考えられる弘福寺と西琳寺の二例は、その改正を経ずに伝わったと覚しきもので、改正されたものは寺院側にとって不利な内容であったので、隠匿された可能性を指摘する。

最後に、「三 資財帳」では、資財帳の起源を『続日本紀』靈龜二年五月庚寅条にみえる檀越の専横を防止するための藤原武智麻呂の奏言に求めた上で、その具体例を博搜する。檀越のない僧綱直轄の大寺の資財帳の作成はやや遅れ、大安寺・法隆寺・元興寺・弘福寺(・薬師寺)において天平一八年から始まり、天平一九年に完成したことが確認できる。僧綱から記述内容の雛型が示されたと考えられるが、寺によって書式に若干の差があり、僧綱に対する統

制と寺院の土地問題を契機に「伽藍縁起并流記資財帳」の作成を命じた国家側に対し、自らの利権を獲得しようと努めた寺側の作為の一つの現われとみることができるとする。

このように、本章は本書が扱う史料の根幹に関わる部分であり、本章を新たに書き起こすことにより、著者の主張がより明確に示されるようになった。その意味で、読者にとっては、本書全体の導入部として、大変にありがたい。

ただ、本章を構成している各節は、本来独立した論文の一部として著されたものであり、それらをいわば切り貼りして本章は成り立っている。そのため、総説といいつつ細部にわたる記述もあり、また総説として説明しておいてほしい基本的な事実関係が、読者にとって明瞭でない部分もある。例えば、前者としては、田記の部分の『弘福寺田畠流記写』の記述が挙げられ、後者としては、比蘇寺の縁起とは何か、また『醍醐寺本諸寺縁起集』が説明なしで登場することなどが挙げられる。いずれも、後の記述で説明があるのであるが、全体的な統一という点ではやや残念な気がする。なお、比蘇寺の縁起については、本書には収録されていないが、著者は別に「日本靈異記上巻第五話と日本書紀」(本誌第九号、一九九二年)において詳しく検討して

おられるので、是非参照されたい。

本章において最も重要なのは、寺院縁起成立の契機についての指摘である。著者は、寺院の基本的性格を、広義の国家機関として被支配者に臨む一方、国家の統制をも受ける存在として把握し、その「二面性」の中に寺院縁起成立の根源をみるのである。これは本書を貫くいわば縦糸となる大変重要な視点であり、その有効性は本書の諸論者が実証するところである。著者はこの視点を史料分析の中に活かすことよって、寺院縁起の分析のみならず、古代財政史の分野でも大きな業績を残してこられたのである。

ただ、この寺院の基本的性格についての指摘にも、やや不明確な点がないでもない。著者は、同じことを本書全体の「はじめに」においては、古代の寺院、特に「大寺」について、「一方では、国家に特権と保護を要請しながら、国家機関のひとつとして民衆に対すると同時に、他方では、民衆と同じように国家の統制を排除しようと試みている。」と表現しており、著者の意図する「二面性」には、ある時は国家の側に立ち、ある時は民衆の側にも立って活動するという、いわば両属性というニュアンスが感じられる。しかし、寺院の行なう統制排除の運動はけっして民衆の立場

からのものではない。寺院が支配機構の一翼を担っておればこそのものであって、あくまで特権の要求とその賦与をめぐる国家と寺院の力関係の中で生じるもののではない。従って、「はじめに」における記述のように民衆云々を持ち出すこと、ひいては寺院の特性を「二面性」という言葉で捉えることはやや誤解を招くかも知れない。

## 二

第二章以下は、第一章の総論を受けて個別の縁起資財帳についての分析を行なう各論に相当する。第二章「日本書紀と元興寺縁起」と第三章「佛本傳來記について」では、元興寺の縁起資財帳が取り上げられる。

第二章では、「元興寺縁起の検討」において、まず『元興寺縁起』（以下、『縁起』と略記する。『醍醐寺本諸寺縁起集』所収の『元興寺縁起』に収められている「元興寺伽藍縁起并流記資財帳」の部分の俗称）の性格を概観したあと、孤本である『縁起』の校訂に『日本書紀』（以下、『書紀』と略記する）の記述との比較が有効であるとする。そして、「元興寺縁起と元興寺縁起の対比」において、

『縁起』と『書紀』に同一資料からとられた部分があると  
する福山敏男氏の説をさらに発展させる形で、『書紀』と  
『縁起』の記述を詳細に比較検討する。

すなわち、『書紀』の記事のまとまりによって一六の項  
に分け、まず『書紀』の記事を掲げ、ついで対応する『縁  
起』の記事を併載してこれを校訂する。ただ、『縁起』の  
校訂そのものに目的があるのではない。『書紀』との対校  
結果に基づき、『書紀』の記事のものになった三種の縁起  
を想定することによって、『縁起』の原本(著者は、『縁起』  
と区別するために、『縁起』の原本(著者は、『縁起』  
の当初の記事を推定することに論述の主眼は置かれている。

なお、ここでいう三種の縁起とは、『四天王寺縁起』『坂  
田寺縁起』『比叡寺縁起』のことである。『四天王寺縁起』  
と『坂田寺縁起』は、ともに『法興寺縁起』から成立し、  
後者は前者を見ている可能性があり、また『比蘇寺縁起』  
は『四天王寺縁起』から成立したとする。『書紀』は『法  
興寺縁起』を直接参照したのではなく、『法興寺縁起』に  
基づいて成立したこれら三種の縁起を仲立ちとすることに  
よって『法興寺縁起』に連なるのである。しかし、これら  
三種の縁起の存在はあくまで仮定であって、読者にとって

はもう少し詳しい説明がほしいところである。

著者の校訂の成果に基づく『法興寺縁起』の復原案を提  
示し、これを参照した三種の縁起と『書紀』の編纂につい  
て述べたのが、「三 諸寺縁起の成立と日本書紀」である。  
復原案については、校訂成果の一つひとつについては特  
に言及すべき点はないが、若干気になるとすれば、個々の  
校訂における記述と、『法興寺縁起』復原案における記述  
に差異がみられることであろう。

例えば、三三頁においては、『書紀』欽明一三年一〇月  
条第三段との対比によって、『縁起』の「然後、経卅余  
年、稻目大臣乃得病、望危時、……終仏法莫忌捨白。」の  
部分を後世に付加された部分と判断している(【】で括  
られている)。ところが、六五頁においては、同じ箇所  
冒頭の「然後、経卅余年、稻目大臣乃得病、望危時、」の  
みは、『書紀』との対応はないが『法興寺縁起』の当初の  
記事と考える部分として掲げられている(「」で括られ  
ている)。また、四六頁においては、『書紀』崇峻即位前紀  
との対比によって、『縁起』の「時、天皇許賜、令住桜井  
寺而為供養。」の部分を『法興寺縁起』の当初の記事と判  
断している(「」で括られている)が、六六頁において



は、この直前の記述を含めて後世の付加と考えられる部分として掲げている（【】で括られている）。また、六八頁においては、『法興寺縁起』の末尾部分を「癸丑年。

【宮内遷入、】先金堂・礼仏堂」等略作。」と復原し、『宮内遷入』を後世の付加と判断しているが、五三頁においては、「宮内遷入」も含めて当初の『法興寺縁起』の記述とされている。また、六六頁においては、敏達天皇甲辰年条に、「佐伯臣有仏像」を著者の見解によって補っている（（）で括られている）が、三五頁の当該箇所にはこの点についての説明がない。逆に、個々の校訂における著

者の見解による変改が、復原案で明示されていない箇所もある。このような記述の相違は数カ所にみられ、いずれによるべきか判断に苦しむ。復原であるから、必ずしも厳密な校訂の様式に固執する必要はないと思うが、『縁起』の文章を著者の見解により改めた部分について、個々の校訂においてその箇所と理由を明示することは必要であろう。

さて、『法興寺縁起』の復原案の提示を受けて、続いてその成立年代を次のように推定する。まず、『書紀』は『坂田寺縁起』『四天王寺縁起』『比蘇寺縁起』を経由して『法興寺縁起』を採録しているので、その成立の下限は

『書紀』の完成した七二〇（養老四）年五月に求められる。

一方、上限については、縁起制作の契機は大寺として無期限の食封所有の認可を受けるための審査資料として寺の由来を明らかにするところにあったと考えられるので、食封の制限を強化し大寺の数を制限した六八〇（天武九）年四月以降に求められる。一方、「丈六光銘」は「塔露盤銘」によって作られているらしいが、用字の点からみていずれも『法興寺縁起』よりは古いとする。

こうして成立した『法興寺縁起』は、七四六（天平一八）年に縁起資財帳の提出が求められた際に付加・改作が加えられ、現存する大安寺・法隆寺・弘福寺などの「伽藍縁起并流記資財帳」に相当する『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』が成立したと考えられるが、『日本三代実録』元慶六（八八二）年八月三日壬戌条に引用された『縁起』に対応する部分には、著者が復原した『法興寺縁起』に示された付加部分が多く含まれているから、この頃までには『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』に付加・改作が加えられ、今日の『縁起』に近い形になっていたことがわかり、その成立は縁起制作を命じた僧綱牒が出された八六八（承和二）年頃であろうとする。そして、『日本三代実録』に引用された

新しい元興寺の縁起は、『縁起』と『書紀』を主な素材とするもので、福山敏男氏が『元興寺新縁起』とされたものにあたり、元興寺から独立した本元興寺において新たに制作された縁起、もしくは『縁起』を利用して制作された『建興寺縁起』によるものであらうと指摘する。さらに、類似した内容の文献の成立・普及する中で、『元興寺新縁起』にそれらの知識が混入し、また付加・改作・文飾・省略などが意識的あるいは無意識的に施され、誤写や脱文も生じて『醍醐寺本諸寺縁起集』所収の『元興寺縁起』に至ったと結論付けている。これによって、『法興寺縁起』から現存の『縁起』がいかなる過程を経て成立したか、複雑な経過が明確になった意義は大きい。

次に、『縁起』の成立過程の考察からその存在の明らかになった『四天王寺縁起』と『坂田寺縁起』について検討が加えられる。『書紀』に採録された記事を列記し、その内容構成を示したあと、和銅年間の寺田所有の不安定化への対策の一環にその成立の契機を求め、『書紀』成立の七二〇（養老四）年までに『法興寺縁起』を背景として完成したと指摘する。ただ、これらが、寺院から上申された文書の中に含まれていたものか、上申文書に添付されていた

独立した文献であったかは結論を留保している。

著者の問題関心は、ここでは『縁起』そのものからさらに『書紀』の編纂にまで広がりをもせている。『書紀』編者ではなく、『書紀』が素材として用いた資料そのものに造作や潤色があったこと、そして『書紀』の編者は材料の内容を尊重したために原資料に存在した誤記や作為が『書紀』にそのまま伝えられたことが多い、という指摘は重要である。著者には別に「日本書紀の白猪史関係記事」（『奈良大学紀要』一四、一九八五年）「白猪史の改姓と『日本書紀』（直木孝次郎先生古稀記念会編『古代史論集』上、一九八八年）があり、これらの研究の原点が本章における検討にある。なお、ここで検討の対象とされていない『比蘇寺縁起』についても、著者には別に論考があることを先に述べたが、『比蘇寺縁起』は、『四天王寺縁起』『坂田寺縁起』とともに、元興寺の縁起を考える上で重要な素材であり、補論などの形で収録していただけとありがたかった。

「四 元興寺縁起と日本書紀の仏教伝来年代」は、『元興寺縁起』の内容についてのいわば各論にあたる考察である。『縁起』にみえる仏教伝来年代「七年戊午」（五三八年。欽明元年を五三三年とする年紀による）を、仏教伝来年代

について最も古く成立した年紀であると評価した上で、『縁起』に基づいて記述されたはずの『書紀』において、なぜ仏教伝来を欽明一三年（五五二）と記したのか、この一四年の違いがなぜ生じたのかを検討し、『書紀』の仏教伝来年代設定の意図、つまり『書紀』の作為の背景にあるものを探るのが本節の課題である。『書紀』の紀年では、欽明天皇の治世には「戊午年」は存在し得ないから、何らかの操作が必要になるのは確かなのであるが、なぜあえて欽明一三年が選ばれたかである。

著者は、仏教伝来年代の異伝の存在を想定する見解を確たる根拠に欠くとして退け、ついで末法思想により仏教伝来年代が設定されたとする見解を検討する。著者も基本的には末法思想との関連を重視するのであるが、末法の第一年にあたる年を選んだとする益田宗・田村圓澄両氏の見解を批判する。末法到来の年を仏教伝来の年とする意味は不明確あり、著者の指摘は鋭い。その対案として提示されるのが、五堅固説である。これは仏滅後、解脱堅固・禪定堅固・多聞堅固・造寺（造塔）堅固・鬪諍堅固の各五百年毎に仏教が衰退するという説で、ちょうど造寺堅固の始まる年に仏教伝来年代を設定したとするのである。

この説の強みは、八世紀の造寺活動の隆盛との関連で説明が可能であることと、末法初年説のように正法の期間の設定（千年説・五百年説の二種類があり、五五二年が末法初年となるのは後者の場合のみ）による説の当否の問題が生じないことである。『書紀』の仏教伝来年代の設定を行った道慈が、五五二年が末法初年あたると可能性を知らなかったとは考えにくいから、末法初年説が仏教伝来年代設定の根拠の一つであったことを全く否定することはできないけれど、五堅固説の方が当時の俗人にもより受け入れられ易い考え方であったのは確かであろう。著者は仏教に暗い俗論と卑下されているが、卓見であると思う。

### 三

第三章『佛本傳來記』について』は、『佛本傳來記』の成立と伝来を考察したものである。『佛本傳來記』は、『醍醐寺本諸寺縁起集』所収の『元興寺縁起』の冒頭に、「元興寺伽藍縁起并流記資財帳」（本稿において『縁起』と略称しているもの）の前に記された「元興寺縁起 佛本傳來記」という部分である。「元興寺縁起 佛本傳來記」とは、

「佛本傳來記」という元興寺縁起」との意味であると、『佛本傳來記』は仏教伝来を念頭において付けられた題名であろうとする。著者がこれに注目したのは、『法興寺縁起』(元興寺の縁起の原型。但し、著者は本章ではこれを「元興寺縁起」と称しているのでやや紛らわしい)の逸文を含むからであり、元興寺の縁起に関する研究の一環である。

『佛本傳來記』の諸本には現存しないものが多いが、著者はまず諸本を検討し写本の系統を綿密に調査し提示する(二)佛本傳來記の諸本)。ついで、『醍醐寺本諸寺縁起集』所収の『佛本傳來記』を底本として諸本によって校訂を加え、『佛本傳來記』の原型を復原し、さらにその出典を検討する(三)佛本傳來記の検討)。

『醍醐寺本諸寺縁起集』所収の『佛本傳來記』は、①「元興寺縁起 佛本傳來記」→「具如傳記」、②「有辭記云 始從養老二年破遷本寺、天平十七年乙酉造末寺、可勘之」、③「掛恐三寶大御前尔」以下の宣命体の部分、以上の三つの部分から構成されている。これまで『佛本傳來記』の本文は①のみとされ、②の「有辭記云」以下の部分は、①成立後に付加されたものであることは間違いなく、従来『佛本傳來記』とは区別されることもあったが、著者は②も

『佛本傳來記』の原本に存在したことを考証する。そして、一一六五(長寛三)年成立の「慈俊勸文」が『縁起』に記されていない元興寺の平城京への移建を問題にしているのは、この段階で『佛本傳來記』に元興寺の平城京移建に関わる②の記述が付加されていたからであると考え、①②は一一三五年までに成立していたと指摘する。さらに、③の宣命部分も、②の「辭記」(慈俊勸文に引用された「元興寺壁上記」「壁記」)の一部である可能性を指摘する。すなわち、『醍醐寺本諸寺縁起集』に収められた『佛本傳來記』は、その原型を保っていることが判明する。

しかし、『佛本傳來記』は統一的な意図で一人の作者によって著されたというような書物ではない。「四 佛本傳來記の材料と成立」は、その成立過程に関する考察である。著者の考証によれば、①は「別種元興寺縁起」と「元興寺伽藍縁起并流記資財帳」からの抄出、②③は「元興寺壁上記」からの抄出であり、作者は、元興寺の縁起を作る意図からこれらを抄出した上で、これらを『聖徳太子伝暦』によって編年し体裁を整え、①末の「具如傳記」や②末の「可勘之」などわずかながら自らの見解を付け加えたものと考えられる。但し、内容の貧弱さからみて作者は元興寺

関係の僧侶ではなく、写本の伝来に興福寺が深く関与している状況からみて、興福寺の僧侶ではないかとする。その成立の時期は一一世紀後半から一二世紀前半に求めている。最後の「五 佛本傳來記の性格」は本章のまとめにあたる。このように本章は、『佛本傳來記』の複雑な構成がどのようなにして成立したかを丹念に解き明かし、『佛本傳來記』の成立を論じつつ、抄物から一書が出来上がっていく過程を鮮やかに描ききっている。『元興寺縁起』の研究の基礎として切り拓かれた地味な作業ではあるが、著者の史料に対する厳しい態度が如実に窺われ、本書における白眉といっても過言ではない。

このような地道な作業は、本章において大きな二つの成果の結実を生むことになった。一つは、『元興寺縁起』の逸文を発見し、『元興寺縁起』の「塔露盤銘」の成立年代を修正し得たことである。すなわち、現行の『元興寺縁起』には「難波天皇之世、辛亥年正月五日、授塔露盤銘。」とあり、あたかも辛亥年（一六五一（白雉二年））に「塔露盤銘」が成立したかのごとくであるが、ここには「授」と「塔」の間には「此書三通、一通治部省、一通僧綱所、一通大和国」という脱落があって、「辛亥年」は「塔露盤銘」

の成立年代とは無関係であることが明らかになった。

もう一つの成果は、『元興寺縁起』自体に関するものではないが、『十五大寺日記』の逸文の発見である。『佛本傳來記』に書き込まれた『十五大寺日記』と元興寺関係の記述が、書写の過程で『佛本傳來記』の本文に取り込まれていったことが明らかにされる。諸写本の間で記事の順序はほぼ一致しており、『十五大寺日記』を基礎にして書かれた『七大寺巡礼私記』の記載順との比較により、『佛本傳來記』における『十五大寺日記』の書き込みの原型を詳細に復原されたのは見事である。結論を簡潔にさりげなく示すのみであるが、その復原は鮮やかな一言に尽きる。

さて、次に本章において若干気にかかる点を述べておきたい。一つは、『佛本傳來記』の系統の中で、f系統とし挙げられた③と⑤の史料の性格についてである。著者が考証されたように、『佛本傳來記』は抄物の蓄積によって成立したから、『佛本傳來記』の諸本の系統というのは正確ではなく、『佛本傳來記』を原型として成立した書物の系統というべきである。従って、『佛本傳來記』の諸本として掲げられた各写本は、『佛本傳來記』から変化していったものであり、通常の史料の写本の系統を考察する場合の

ように諸本を単純に比較するわけにはいかない。しかし、③④⑤の場合には、『佛本傳來記』の当初の記述との懸隔が余りに大きいように思われる。④が「寺家縁起云」として引用するように、③④⑤の記述は『佛本傳來記』に基づくものではなく、『元興寺縁起』そのものからの引用と考へてはいけないのであろうか。すなわち、『佛本傳來記』から派生して成立した書物ではなく、出典を同じく『元興寺縁起』にもつ兄弟関係の典籍と考えるべきではないか。これだけ記事の省略・改変が甚だしくなると、『佛本傳來記』からの成立を論じるのは困難ではなからうか。

もう一つは、ここでも史料引用部分に若干の誤脱がみられることである。一例を挙げる。一〇八頁七行の「第卅代」は「第卅二代」、一一〇頁一八行、及び第一一三頁一四行の「第二年乙酉」はともに「第二年己酉」、一三〇頁二二行の「第卅二代」は「第卅三」、一三〇頁一五行の「第一年」とあるは「第二年」とある、のそれぞれ誤植である。厳密な史料の校訂に関わることであるから、慎重な校正が必要なのはいうまでもない。大勢に影響ないといえばそれまでであるが、史料引用の誤まりは利用する側にとって致命的であり、その瑕瑾が大変に惜しまれる。

#### 四

第四章「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」・第五章「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」は、ともに七四七（天平一九）年に成立した大安寺と法隆寺の縁起資財帳に関する研究である（以下、『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』と「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」をそれぞれ「縁起資財帳」と略記する）。第一・三章で考察の対象とした元興寺の縁起とは異なり原文書が伝来しているので、本文の校訂・復原という手続きが基本的には不要であり、両章とも記載内容そのものに関する検討が中心となる。従って、第二・三章に比べるとはるかに読み易い。

第四章は『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』を考察対象とする。「一 大安寺伽藍縁起并流記資財帳の構成」は、その概説にあたり、その内容と成立の問題を述べる。

初めに、底本となっている旧正曆寺本について、七四七（天平一九）年成立の原本そのものではないが、署名に至るまで原本に忠実に正確に写されており（脱落が一箇所あるのみ）、七七五年の『大安寺碑文』や八九五年『大安寺寛平縁起』以前の成立であることは明らかであるとし、偽

作説を退ける。ただ、それ以上の年代の特定はなく、史料に即した具体的な言及もない。

次に、『縁起資財帳』の構成が述べられ、『縁起資財帳』全体が統一的な主張を表現するものではないことが明らかにされる。すなわち、大安寺の来歴が記された部分のうち、「縁起」は「資産目録」の原簿「本記」を参照もしくは利用しているが、「仏像調度等目録」は参照しておらず、必ずしも全体的な統一はとられていない。

最後に『縁起資財帳』の原型となった「大官大寺縁起」の存在を想定し、大官大寺跡の発掘調査で判明した火災（『扶桑略記』に和銅四年とある）との関連を重視し、「大官大寺縁起」は火災後の善後処置を求めて提出された文書に含まれていたと推定する。著者の述べるように、火災の事実を否定しようとする意図は特にみられない。

なお、発掘調査の成果の援用が可能なのは、大安寺の縁起資財帳の検討の利点であるが、発掘調査の成果は、一般的にやはり発掘調査報告書などの出典を明記して活用すべきであろう。読者にとっては、出典の明示により初めて事実としての認定が可能になるのであり、立論の基礎となる事実を著者と読者が共有する必要がある。この点は文献史

料でも出土文字資料でも、また、その他の考古資料でも同じことであろう。すなわち、発掘調査によって大官大寺跡として知られる遺跡の造営が文武朝にまで降ることが判明した（奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』五、一九七五年）のであるが、これは金堂基壇下層から藤原京時代の土器が出土したことからわかったのであって、著者の指摘するような藤原宮所用瓦の出土の事実は、少なくとも概報などの記述による限り確認できなかった。

「二 食封・出挙・聖田地について」では、まず『縁起資財帳』『書紀』『新抄格勅符抄』にみられる食封・出挙稲・聖田の施入年代について検討し、『縁起資財帳』のみに見える六三九（舒明一一）年と六七三（天武二）年の施入の作為性を指摘する。百済大寺創建の年と高市移転の年に食封施入を設定し、施入の理由をより正当化し、現状での食封保有を確保しようとする目的に添った作為であるとする。しかも、その作為が全く架空のことではなく、年代は別として、まず食封三〇〇戸、ついで七〇〇戸と出挙稲三〇万束が施入されたということは現実を反映していることが明らかにされる。いずれも大変重要な指摘である。

ついで、食封について、天平七年相模国封戸租交易帳の

記載から、相模国おける大安寺の封戸の存在を述べ、大安寺の食封が無期限施入であり、天武朝以来継続した八世紀に存した最も古い起源をもつ食封であること指摘する。食封を補う意味で計画的に施入されたのが出挙稲である。天平一〇年駿河国正税帳にみえる「二寺稲」を大安寺と薬師寺の出挙稲であると、正倉院文書「秦太草啓」の紙背にみられる「公文断簡」に「大安寺稲」がみえることも指摘する。また、壘田地記載の不統一について、これをもともなった資料の不統一を踏襲するものとし、壘田地の面積の内訳と総計の矛盾についても、これは誤写ではなく、面積超過を隠蔽し、壘田地を確保するための手段であったと論じている。この手法は、『弘福寺田畠流記写』（第一章二田記）や『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』（第五章）とも共通するものである。併せて参照されたい。

「三 縁起と資財帳の検討」では、罷凝寺、百済大寺、高市大寺、大官大寺、そして大安寺まで、『縁起資財帳』から知られる大安寺の歴史を述べる。はしがきに引用した著者の研究姿勢が実際の史料の読解に応用された好例である。まず、縁起の四割を占める罷凝寺について、舒明天皇による百済大寺建立の必然性と、かくして建立された寺が

「大寺」であったことの二点を説明する意図から作られた架空の縁起譚であるとす。

これに対して、百済大寺と高市大寺に関する記載については、『大官大寺縁起』に基づくものであるとするが、百済大寺の舒明朝の火災については、皇極朝における造寺の必然性を説くための作為の可能性を指摘している。「百済寺寺主」の存在から百済寺の地位の高さを説く指摘も重要である。なお、百済大寺の所在地については、木之本魔寺を充てる説もあるが確証はなく、飛鳥近辺にあった可能性は高いが、位置は未確定である。

百済大寺は、六七三年に高市に移建され、高市大寺と称され、六七七年に大官大寺と改称される。以後、天武朝、持統朝、文武朝と造宮が続くが、著者は「縁起」と『書紀』の記事を対比しながらその内容を検討する。「縁起」天武一三年条の成立過程を初め、著者の鋭い洞察が特に光る部分である。大官大寺には、結局、高市大寺を改称した天武朝創建のものと、現存する文武朝創建（著者は持統朝を含めて考えておられる節がある）のもの二つがあったことになるが、この二つの大官大寺の関係、及び前者の故地の探求は今後に残された大きな課題である。なお、大官大寺



については、発掘調査の成果を中心に、木下正史氏の簡潔

な紹介があるので参照されたい（『国家筆頭の大寺―大官大寺』『飛鳥・藤原の都を掘る』、吉川弘文館、一九九三年）。

平城京移転によって大安寺と改名されて以降については、特に道慈の活躍が活写される。同じ「資財帳」の記述でも、作爲の濃厚な資産目録に対し、仏像調度等目録はほぼ史実に基づくことも論じている。平城遷都に伴う寺院の移転が、大官大寺の火災に起因するとの指摘も重要である。このように本節は、「縁起と資財帳の検討」と題してはいるが、史料にみる大安寺の歴史といっても過言ではない。

「四 大安寺伽藍縁起并流記資財帳の性格」は、本章のまとめに相当し、『縁起資財帳』にみられる作爲について、東大寺が造営されていく時期に、大寺の首位としての地位を守り、経済的特権を保持しようとしたものであることを述べ、本章を締めくくっている。

なお、本章にもいくつか気になる誤植がみられる。一九七頁一七行めの「舒明十二年（六三九）」は「十一年」、同じく「十三年（六四〇）」は「十二年」、一九八頁五行めの「（六三九癸亥）」は「己亥」、二二四頁九行めの「左京四条六坊」は「六条四坊」の誤植であろう。

## 五

続いて、第五章では『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』が考察の対象となり、特に土地に関する計算の矛盾が取り上げられる。まず、「一 法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」では、『縁起資財帳』の資財帳の土地面積の記載にみられる誤まりを、法隆寺側の権益を確保するための作爲という観点から検討するという本章の基本的な視座が提示される。

ついで、「二 土地に関する記載」で、計算の矛盾を指摘し、「水田」「河内国水田」「蘭地」「池」について、その内訳の集計値がいずれも記載されている合計値を上回っていることを指摘する。また、「三 代制面積換算の疑問」では、資財帳の典拠となった「本記」は、町段歩表記の施行時期であるにもかかわらず、代制表記が基本となっているように記されていることを指摘する。

この点は資材帳の原拠となった「本記」に起因するとし、「本記」の成立年代と記述態度を検討したのが、「四 本記について」である。「本記」に記された三件の食封施入（大化三年戊申の三〇〇戸、養老六年の三〇〇戸、天平一〇年の二〇〇戸）について、『書紀』の紀年では矛盾のあ

る「大化三年戊申」は六四八年と解すべきであるが他は基本的に事実にあつてよいこと、「本記」の成立は七二二年または七二七年で「縁起資財帳」の成立よりさほど遅らないことなどを指摘し、さらにその時点で既に停止され実質を失っていた二件の食封をも記していることを、権益の回復を要求する意志の表現と評価する。また、「合食封参伯戸」の施入年代としてみえる「大化三年戊申」（『書紀』では戊申年は大化四年）について、「大化四年戊申」の単純な誤まりとする福山敏男氏説に対し、即位称元（孝徳天皇即位の六四五年を大化元年とする）による『書紀』と異なり、「本記」が逾年称元（孝徳天皇即位の翌年の六四六年を大化元年とする）によっているためと明快に説く。

「五 播磨国の水田」では、水田の項目のうち、権益確保の要求の意志が最も明瞭に集中して現われる播磨国の項が取り上げられる。そこに例外的に施入事情が記されているのは、この地域が後に法隆寺領播磨国鵜荘が成立する場所であり、法隆寺にとって重要な地域であったからではないかとする。播磨国の水田施入に関する記事は、『縁起資財帳』と『書紀』の大きく二つの系統に分かれ、水田施入年代と施入面積のいずれについても両者の間で見解が異なる。

まず、施入年代については、『書紀』の系統が推古一四（六〇六）年とするのに対し、『縁起資財帳』の系統では、「戊午年」とする。一方、施入水田面積については、『書紀』の系統が「百町」とするのに対し、『縁起資財帳』の系統では「五十万代」（＝一〇〇〇町）とし、前者の一〇倍に及ぶ。著者は『書紀』の記事に原型をみて、養老四年成立の『書紀』に採用される以前に、法隆寺が播磨国の水田の侵害停止を政府に訴える事件があり、その訴訟の過程で政府は推古一四年の一〇〇町の施入を事実として認定したとする。ところが、その後法隆寺がこの決定を不服とするに至る事情が生じ、法隆寺では『書紀』系統に対抗して「戊午年」及び「五十万代」に改め、さらに莫大な施入面積を合理的に説明するために、三寺分納説話を記載したのだと説明する。さらに著者は、政府が水田施入を認める契機となった事件について、田籍の代制表記から町段歩制表記への換算に伴う田記の錯誤との関係を指摘する。

「六 田籍の問題」では、播磨国の水田について生じた法隆寺と政府との間に生じた確執について述べる。その確執は直接的には田記の改定に起因していた。それは非合法的な寺田の拡張の制限という目的に基づくものであるが、代

制表記に代わる町段歩制表記の導入に大きな要因があった。それがなぜ田記錯誤をもたらすのかについて著者は、町段歩制導入が田租徴収の基礎となる条里制地割の設定を伴うものであったからであるとする。こうして新たに確定された面積が、七二三（和銅六）年頃作られた「田記」の田積である。資財帳における総計部分の数字もこれにあたるものであり、容易に変更できるものではなかった。そこで、個々の内訳の部分に作為を施して「本記」を作り、代制表記の時代すなわち推古天皇・聖徳太子の時代以来の寺田であると主張し、「縁起」と「資財帳」に写しとって、播磨国水田の確保に努力したのであらうとする。

「七 資財帳の作為」は、本章のまとめにあたり、資財帳の記載の順序に従って作為とその意義を再確認する。そして、『縁起資財帳』の土地関係記事の作為の目的の中心が、播磨国揖保郡の水田の確保にあり、これを足掛りにして年代が降るに従って田籍を増加させ、鶴荘へと発展を遂げていく、その端緒が『縁起資財帳』にみられることを述べる。最後にこのような明白な作為が僧綱における審査で看過された理由を、官大寺の僧としての利害関係の一致や、歴史事象に関する理解の不足に求めている。寺院

は、寺院統制のために制作された縁起資財帳を利用して、内容に作為を加えて経済上の特権の確保拡大に努め、一応の成功をみたと締めくくる。縁起資財帳が寺院と国家の對抗関係の所産であることを、明確に示す事実といえよう。

### あとがき

以上、水野柳太郎氏の論文集『日本古代の寺院と史料』について紹介を試みた。原稿の依頼を受けてからいたずらに時日を重ね、刊行以来二年半を経過し、時期を失したとの批判は免れようもない。書評としての責めを果たし得るか否かも心許ない限りであり、また著者の真意を正確に伝え得たか不安であり、著者の意図を誤解した批判を行なった可能性もなしとしない。これらの点については、何よりも著者水野柳太郎氏、そして読者のご寛恕を請うしかない。本書の全体的な特徴については、はしがきで述べたので繰り返さない。本文二七二頁という分量は研究書としては決して厚くはないが、五つの章（論文）で構成される本書の内容は広くかつ深い。それは研究のエッセンスのみを凝縮したような著者の論文のスタイルよるところが大きい。

今これほどの内容を盛り込もうと思つたら、何倍もの紙数を費やすのが常であろう。著者の簡潔な論述のスタイルは、そうしたいたずらに紙数ばかり費やす論文の横行する風潮に対する痛烈な警鐘でもあり、これを謙虚に受け止める必要がある。贅肉を能う限り切り落とし、結論のみからなるといつても過言ではない著者の論述のスタイルには、時として論旨の展開の把握が難しいところもある。読者に対する配慮がもう少しあつたらと感ずる部分もなきにしもあらずであつたが、いわば読者に対するへつらいが全くないところが非常にすがすがしくもある。評者をはじめ贅肉の多い論文を書き慣れ、あるいは読み慣れた者にとつて、本書の読解はやや苦痛を伴うこともあるが、論旨の展開をつなぐのは読者の仕事であつて、そこに難解さを認めるようであれば、読者として自らの不明を恥じるべきであらう。

本書は著者の研究の原点ともいふべき論文集であるが、周知のように、著者の研究はここから多方面に展開していくことになつたわけで、特に財政史、あるいは統日本紀をめぐる一連の論考は、それぞれまた是非一書として集大成していただけるとありがたい。もっとも、世に流布するよくな単なる寄せ集めの論文集を編むのなら簡単であるが、

今回著者が本書の執筆に当てられた多人の労力を考えると、無責任な希望の提示は慎むべきかも知れない。

個人の研究論文集の刊行にはいくつかのパターンがあろう。未発表論文の新たな書き下ろしは別として、既発表論文を一書にまとめる際に考えられるやり方としては、原文の集成のみにとどめる、公表後の研究成果に対する見解を補註で加える、公表後の研究成果に基づいて修正を加える、同じく全面的に書き改める、などが考えられる。水野氏はその中でも最も困難な最後の道を選ばれた。その勇氣ある決断は真に讃えられてしかるべきであらう。論文集の刊行にあたり、旧稿の破棄をこれほど明確に述べ得た研究者が他にあつたであらうか。

本書の刊行は真の意味で斯界の慶事であり、本書がさらに広く読まれることを願うとともに、著者のご研究の益々のご発展とご健康をお祈りして、拙ない紹介を終えたい。本書が早い機会に適任の評者を得ることを切に希望する。

(A五判 二七六頁 一九九三年二月)

吉川弘文館刊 五六〇〇円)

(本学非常勤講師・奈良国立文化財研究所)

平城宮発掘調査部主任研究員)